財産区概要

平成24年3月31日現在

	項目	芦屋市
1	財産区の名称	芦屋市打出財産区
		芦屋市三条財産区
2	財産の種類・規模	山 林 29筆 1,161,419.48㎡ 保安林 7筆 1,333,078.71㎡ <u>道 路 3筆 1,469.83㎡.</u> 合 計 39筆 2,495,968.02㎡
		保安林 7筆 2,945,991㎡(公簿) (神戸市域・神戸市と共有, 持分神戸市7/9,財産区2/9)
3	財産区に関する条例等	・芦屋市附属機関の設置に関する条例 ・芦屋市打出財産区共有財産管理委員会規則 ・芦屋市打出共有山入山取締規則 ・芦屋市打出財産区山車維持管理費助成要綱
		三条 芦屋市 _{津知} 財産区山車維持管理費助成要綱
4	財産区管理上の組織	共有財産管理委員会
		財産区協議会
5	管理委員の選任・任期	市議会議員の被選挙権を有する者の中から市長が 選任(委員長は委員の互選,副委員長は委員長が任命) 任期 4年(定数15名)
		選任・任期とも協議会で決定
6	管理委員の報酬	日額11,200円(委員長13,500円)
	百姓女貝の形剛	なし(協議会に委託料支出)
7	管理委員会・協議会の	年4~6回程度
	開催状況	年 1 ~ 2 回程度
8	 先進地視察等について	隔年に実施(1泊2日)
		隔年に実施(日帰り)

項 目						芦屋市
9	管理運営について	保	存	行	為	・松くい虫防除事業 ・各種治山工事(県事業が中心) ・国砂防事業への用地提供(有償)
		処	分	行	為	・財産処分に関することは,すべて管理委員会に諮問。 主に砂防事業への用地処分。
		処分	金(の使	途	当該地域で実施される公共的事業及び管理運営費に 充てるため、財産区積立金として積み立てる。 (積立金額)平成23年3月末現在 打出 37,522,000円(芦屋財産区) 三条 45,933,197円(津知財産区)
		会	計	X	分	財産区会計
		事	矛	交	局	総務部管財・検査課
10		財産 の	区と	市議会	会と係	市議会の議決を要するもの ・予算 ・契約締結(1,500万円以上) ・財産処分(5,000㎡以上) (地方自治法96条関係)
11		日常	管理	里業 矜	等	・山林内パトロール(樹木・境界・山腹崩壊・落石危所・ ゴミの不法投棄の監視等) ・境界確認・協定(水路・里道・官民間)